

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

次のとおり公募型プロポーザル方式による契約相手方特定の手続きを開始します。

令和2年2月20日

福島県県中建設事務所長 益子 公司

1 業務概要

- (1) 業務名 大滝根川筋外河川事業計画策定業務委託（河川・交付）
- (2) 業務内容 大滝根川筋及び牧野川筋における、令和元年10月の台風19号による被災状況の整理、洪水実績流量検討及び確率規模の評価、河道計画の検討業務
- (3) 履行期限 令和2年9月30日

2 公募型プロポーザル方式の内容

業務内容、技術提案書を特定するための評価基準など公募型プロポーザル方式の詳細な内容は「大滝根川筋外河川事業計画策定業務委託（河川・交付）公募型プロポーザル方式募集要領」（以下「募集要領」という。）による。

3 参加資格

技術提案書を提出する者は、次の各号に掲げる要件を全て満たしている者とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 評価基準日(令和2年3月11日(技術提案書の提出期限の日))に福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱(平成19年3月30日付け18財第6342号総務部長依命通達)に基づく入札参加資格制限中の者でないこと。
- (3) 評価基準日(令和2年3月11日(技術提案書の提出期限の日))に福島県建設工事等請負資格者名簿の土木設計に登録されていること。
- (4) 本業務契約時点において、本業務対象事業に係る測量及び調査、設計並びに工事の受注者及び受注者と資本、人事面等において関連があ

ると認められない者であること。

- (5) 建設コンサルタント登録規程による「河川、砂防及び海岸・海洋部門」の建設コンサルタント登録を受けている者であること。
- (6) 設計共同体（当該業務を共同連帯して行うことを目的に2以上の者が構成員となって結成した共同体。以下同じ。）である場合、次のア～カに掲げる要件をすべて満たしている者であること。
 - ア 構成員の数が3を超えない者であること。
 - イ 代表構成員が（1）～（5）に掲げた要件をすべて満たしている者であること。
また、その他の構成員は（1）～（4）に掲げた要件を満たしている者であること。
 - ウ 別紙1に示された大滝根川筋外河川事業計画策定業務設計共同体協定書により設計共同体の協定書を締結している者であること。
 - エ 構成員の分担業務が、業務の内容により大滝根川筋外河川事業計画策定業務設計共同体協定書において明らかな者であること。
 - オ 一つの分担業務を複数の構成員が共同して実施することがないことが、大滝根川筋外河川事業計画策定業務設計共同体協定書において明らかな者であること。
 - カ 構成員において決定された代表者が、大滝根川筋外河川事業計画策定業務設計共同体協定書において明らかな者であること。
- (7) 管理技術者は、技術士資格（総合技術監理部門（建設一河川、砂防及び海岸・海洋）、又は建設部門（河川、砂防及び海岸・海洋）を有すること。

4 手続等

(1) 事務局

〒963-8540 郡山市麓山1丁目1番1号

福島県県中建設事務所 事業部 河川砂防課

電話:024-935-1437 FAX:024-935-1444

E-mail : kentyuu.ken@pref.fukushima.lg.jp

URL : <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41320a/>

(2) 募集要領等の配布期間及び方法

ア 配布期間

令和2年2月20日（木）から令和2年3月2日（月）までとします。ただし、手交による場合、土曜日、日曜日及び祝日を除く9時か

ら17時までです。なお、郵送による配布を希望する場合は、請求が配布期間内着のものについて配布します。

イ 配布方法

次のいずれかの方法とします。

(ア) ダウンロードする場合

4(1)のURLにアクセスし、ダウンロードして下さい。

(イ) 手交とする場合

電子データ保存用の未使用のCD-Rを4(1)の場所に持参して下さい。CD-Rに複製し、手交します。

(ウ) 郵送とする場合

表に「大滝根川筋外河川事業計画策定業務募集要領等請求用封筒 在中」と明記した封筒に、電子データ保存用の未使用のCD-Rと返信用の封筒(CD-Rが入る大きさの封筒に250円(定形外郵便物250g以内とした場合)の郵便切手を貼付のうえ、返信先を明記)を同封し、一般書留又は簡易書留郵便で4(1)事務局へ郵送して下さい。CD-Rに複製し返送します。

(3) 技術提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

令和2年3月11日(水)17時までに、上記4(1)の場所に1部を持参

又は郵送すること。郵送による場合は、提出期限の日までに到着したもので有効とする。

5 その他

(1) 契約保証金

契約相手方になった者は契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

なお、契約保証金の納付は、福島県財務規則第228条第2項の規定による担保の提供をもって代えることができ、福島県財務規則第229条第1項第1号から第3号、第5号、第8号又は第9号の規定のいずれかに該当する場合は免除する。ただし、福島県財務規則第229条第1項第8号の規定により免除したものについて、契約変更後の業務委託料が300万円以上となるときは、この限りではない。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 詳細は募集要領による。

